

# 地上デジタルテレビ・データ放送を活用した市政情報等発信業務 公募型企画競争提案説明書

## 1 業務名

地上デジタルテレビ・データ放送を活用した市政情報等発信業務

## 2 業務の概要

### (1) 業務の目的

地上デジタルテレビ・データ放送を活用した市政情報等発信業務委託仕様書（別添1）のとおり

### (2) 告示日

令和4年5月19日（木）

### (3) 履行期間

契約締結日から令和7年9月30日（火）

### (4) 予算規模

44,380,600円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

《各年度内訳》

- 令和4年度：7,397,300円（税込）以内
- 令和5年度：14,793,000円（税込）以内
- 令和6年度：14,793,000円（税込）以内
- 令和7年度：7,397,300円（税込）以内

※なお、本業務について、上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定価格を示すものではない。契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

### (5) 契約

契約は、選定された優先交渉団体と本市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。また、選定された優先交渉団体との協議が不調に終わった場合には、選考において次点とされた者と交渉する場合がある。

## 3 企画提案を求める事項

企画提案書は仕様書（別添1）及び審査基準（別添2）に基づき、以下の内容について作成すること。

### (1) データ放送の画面イメージ・階層

- ・利用者が必要な情報に到達しやすく、利用しやすいように、各階層の振り分け方法やジャンルの名称、掲載順序を再構成し、データ放送画面の各階層の画面イメージを示すこと。
- ・利用者の増加や利便性の向上に資する、独自の追加機能などがある場合はそれを示

すこと。

(2) 業務実施体制・スケジュール

- ・業務の実施体制及び、契約締結後の開発から運用までのスケジュールを示すこと（PR 期間も含む）。また、データ放送に関連する主な業務実績を示すこと（様式 2）

(3) 広報・利用促進

- ・データ放送を開始する前後の市民への周知方法を示すこと。また、データ放送開始後に利用者の増加や利用頻度をあげるための独自提案があれば示すこと。
- ・定期的に検証を行い、運用後に利用者の声を反映する手法についても示すこと。

#### 4 参加手続きに関する事項

(1) 提出資料等

ア 企画提案書（自由様式） 計 10 部

作成にあたっては、【別添 1・2】を熟読すること。

**【企画提案書作成にあたっての留意事項】**

- ・企画提案書のサイズは A4 版とすること。また、表紙をつけ、表題として「地上デジタルテレビ・データ放送を活用した市政情報等発信業務」と記載すること。
- ・1 部は製本し、社名を表紙に記載したうえ、本市の競争入札資格者名簿の登録申請に使用した印鑑（札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者は代表者印）を押印すること。また、提案者の担当部門及び責任者を明示すること（これを「正本」という）。
- ・正本の表面には「氏名（法人の場合はその名称または商号）業務企画提案書」と記載すること。
- ・印を押さない企画提案書を 9 部作成すること（これを「副本」という）。副本は表紙に社名を記載しないこと。副本は製本せず、一式をゼムクリップ等で留め、ホチキスは使用しないこと（ページ番号を記載するなど落丁対策をすること）。
- ・正本を除き、会社名（再委託予定先含む）及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」もしくは「◎◎社」、氏名については、「◎◎」といった表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。

イ 参加意向申出書(様式 1) 1 部

ウ 開発スケジュールと業務体制、関連する主な業務実績等（様式 2） 1 部

必要事項が記載されていれば、任意の様式でも構わない。

エ 参考見積書（自由様式） 9 部

見積にかかる内訳を添付すること。

(2) 日程（予定）

ア 企画提案の公募開始

令和 4 年 5 月 19 日（木）

イ 質問提出期限

令和 4 年 5 月 25 日（水）

ウ 参加意向申出書・企画提案書提出

令和4年6月3日（金）

エ 審査

令和4年6月9日（木）

オ 契約締結

令和4年6月17日（金）

① 質問の受付について

<質問方法>

質問書（様式3）に記載のうえ、電子メールで以下のアドレスに送付すること。件名は、「地上デジタルテレビ・データ放送を活用した市政情報等発信業務に関する質問」とすること。なお、電話での質問は受け付けない。

メールアドレス：[kohokakari@city.sapporo.jp](mailto:kohokakari@city.sapporo.jp)

<回答方法>

原則として、電子メールにより随時行うとともに、令和4年5月30日（月）13時までにホームページで公開する（質問を行った法人名等は公表しません）。なお、受付期限までに到着しなかった質問については、回答しない。

② 企画提案書等の提出について

<関係様式の入手方法>

以下のウェブサイトに掲載する。

[http://www.city.sapporo.jp/somu/koho/system/data\\_hoso2022.html](http://www.city.sapporo.jp/somu/koho/system/data_hoso2022.html)

<企画提案書の提出方法>

郵送または持参（土・日・祝日を除く9時から17時まで）とする。電子メール、ファクスは不可。

<提出先>

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市総務局広報部広報課

③ 審査について

<参加資格の確認>

下記5に基づき、業務委託契約の優先交渉団体選定のために設置する、札幌市広報部「地上デジタル放送のデータ放送を活用した市政情報提供システムの構築および配信業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）が参加資格の確認を行う。

<企画提案審査会の実施>

6月9日（木）に予定している審査会にて、1企画提案者当たり（提案説明約15分、質疑応答約10分）を想定し、順次個別に行う。時間、会場等の詳細については、企画競争参加者に別途連絡する。なお、事前に提出した企画提案書に基づき説明すること。追加資料の配布は認めないが、プロジェクターを使用する場合は、事前に連絡をすること。

<決定方法>

審査終了後、実施委員会が審査基準表【別添2】に基づき、企画提案内容を客観的かつ総合的に評価、採点し、最低基準点（委員の総合計点の5割）を超え、最も得点の高い提案をしたものを、本業務にかかる契約の優先交渉団体として選定する。なお、参加者が1社となった場合でも、最低基準点を超えた場合に限り優先交渉団体とする。

<審査結果>

契約候補者の決定後、速やかに企画提案者全員に文書で通知する。

<結果に対する質問方法>

選定結果に対する質問については、通知日から起算して10日以内に文書にて提出すること。

## 5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「映画・ビデオ制作業、放送業」に登録されている者であること。ただし、札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者であっても、以下に定める要件※に該当せず、かつ必要書面の提出を行うことで参加できる場合がある。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

### <※札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者に必要な資格要件等>

以下の(1)から(6)に定める資格要件のいずれにも該当しておらず、かつ必要書面の提出を行うことで、参加の申込を行うことができる。なお、これらの書面は参加申込書と同時に提出するものとする。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

- (2) 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員  
の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ (2)の規定（キを除く。）により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 審査基準日の直前 1 年間に於いて、1 期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者
- (4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年を経過しない者
- (5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者に該当する者

提出書面	備考
ア 申出書	(様式 4)
イ 登記事項証明書	・登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可） ・参加申込書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表 (直前 2 期分)	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 (市区町村税)	・本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ・参加申込書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	・未納がない旨の証明書（その 3 の 3）（写し可） ・参加申込書の提出日から 3 か月前の日以降に発行されたもの

## **6 参加資格の喪失**

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあっては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

## **7 参加資格等についての申立て**

本企画競争において参加資格を満たさないもしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

## **8 評価についての疑義申立て**

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、自らの評価について書面により疑義を申立てすることができる。

## **9 権利関係**

- (1) この業務の履行のために行う打ち合わせ、資料提供、調査事項等の内容は第三者に漏らさないこと。
- (2) 受託者は、納品した成果品について、受託者が有する著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する著作権を成果物の納入とともに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (3) 受託者は、納品した成果品について、著作権法第18条から第20条までに規定する著作権者人格権を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、委託者に無償譲渡する著作権を委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。
- (5) 受託者は、納品した成果品について、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとする。なお、成果品が第三者の著作物である場合には、当該事業の趣旨をふまえ、著作権その他諸権利に関して必要な手続きを行うこととし、手続きの不備によって生じる一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (6) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)に該当しない場合においても、目的物の改変を行うことができるものとする。本業務の成果物が仕様に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。

## 10 その他

- (1) 書類の作成・提出に係る費用は申込者が負担する。
- (2) 誤字等を除き、応募書類等提出後の内容変更および追加は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が判断した場合には、内容変更及び追加を認めることがある。
- (3) 書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 書類の著作権は申込者に帰属するが、札幌市が本件の選定の公表等に必要の場合には、札幌市は書類の著作権を無償で使用できることとする。
- (6) 書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。
- (7) 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

連絡先・問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市総務局広報部広報課 担当：高橋

電話 011-211-2036 FAX011-218-5161

メールアドレス：[kohokakari@city.sapporo.jp](mailto:kohokakari@city.sapporo.jp)

## 審査基準

審査基準は以下のとおりとし、総合的に判断します。

データ放送の画面イメージ・階層	点数	合計
仕様書に記載しているお知らせ情報、イベント情報、注目情報が漏れなく記載されているか	5	
札幌市からのお知らせ（仮称）への入り口となるデータ放送の第1階層は、目の引くつくりとなっているか	5	
「札幌市からのお知らせ（仮称）」を押して表示される画面（第2階層）以降の画面が見やすく、使いやすいデザイン・レイアウトとなっているか	15	
少ない操作で目的の情報にたどり着けるよう情報の振り分けがなされているか	15	
利用者の増加や利便性の向上に資する、独自の追加機能などはあるか	10	
/50		
業務実施体制・スケジュール		
データ放送に関する専門知識やノウハウを有し、実績が十分にあり、本業務に関わる人数や役割分担が的確で、確実に実施できる体制が構築されているか	5	
情報提供から配信までの流れが明確に示されており、必要最小限の作業量でスムーズな情報の更新を行うことができる体制が整えられているか	10	
配信中データの修正や削除のほか、注目情報を素早く更新できる体制が整えられているか	10	
開発スケジュールは明確で実現性があるか	5	
/30		
広報・利用促進		
データ放送の開始前及び開始後に実施する、市民への広報が充実しているか	10	
データ放送の開始後に利用者の増加や利用頻度をあげるための独自提案がされているか	5	
データ放送利用者の声の収集・検証・改善策は効果的なものか	5	
/20		